

台東区清掃業務標準仕様書

1. 件 名
2. 所在地
3. 委託期間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
ただし、平成 年 月 日より通常の業務を遂行できるよう体制を整えること。
4. 委託概要 受託者は、清掃場所の日常清掃（休館日、年末年始等を除き、日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。）及び定期清掃（月1回～年1回までの周期で定期的に行う清掃業務をいう。）、特別清掃（不定期に行う業務をいう。）を主たる任務とし、常に清潔を保つように心掛けることとする。
なお、高所作業、ガラス清掃等については、労働安全衛生規則等を遵守し、安全管理の万全をはかり、環境保全に努めることとする。
5. 建物概要

構造・規模	造	地下	階	地上	階
清掃床面積				m ²	
内訳	屋内部分面積			m ²	
	屋外部分面積			m ²	
ガラス面積				m ²	
照明器具（蛍光灯器具数）				個	
ベランダ				m ²	
空調吹出口				個	
送風吸込口				個	
天井換気扇				個	
ごみ箱				個	
灰皿				個	
6. 清掃場所 別紙日常清掃業務内容表及び別紙定期清掃業務内容表のとおり。
7. 清掃業務要領 別紙台東区清掃業務要領のとおり。
8. 日常清掃の業務内容及び作業時間 別紙日常清掃業務内容表のとおり。
9. 定期清掃の業務内容及び作業時間 別紙定期清掃業務内容表のとおり。
10. 特別作業の業務内容及び作業時間
 - 1) 雨天の際は、区が指定する備品を準備する。
 - 2) 降雪の際は、各出入口等施設敷地内について利用者が安全に通行できるよう除雪作業を行う。
 - 3) 作業は主として、開庁時間中に行うこと。
11. ごみの収集・搬出 清掃時等において収集された不用品及びごみ等は、区の指示に従い分別し、各回収業者へ引渡しを行う。
12. 業務員の配置
 - (1) 本仕様書に定められた業務を遂行するために必要な人員を確保すること。
 - (2) 受託者は当該業務に従事する者の中から責任者を定め、担当課に報告すること。
 - (3) 責任者は、施設の規模・内容により次のいずれかの資格等を有する者とする。
 - ・延べ床面積1,000m²を超える施設については、ビルクリーニング技能士の資格を有する者もしくは同等の知識を有するもの、または業務経験年数が6年以上程度の者とする。
 - ・延べ床面積1,000m²以下の施設は、業務経験年数が3年以上程度の者とする。

13. 業務実施計画書及び業務従事者の資格証明書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後、直ちに本委託業務に関する日常清掃、定期清掃、特別清掃について、年間及び月間の業務実施計画書及び組織表を作成提出し、区の承認を受けることとする。
- (2) 受託者は、本委託業務に必要な業務従事者（以下「従事者」という）の従事者一覧、資格証明書又は、免許証等の写しを提出しなければならない。

14. 業務履行報告書の提出

- (1) 受託者は、各業務実施に伴う業務記録を詳細に作成し、現場に保管するとともに、区の指示があったときは、提出しなければならない。
- (2) 受託者は業務日ごと及び委託業務が完了した後に、その都度、チェックシート、完了報告書等を作成提出し、区の履行確認を受けること。

15. 資機材・消耗品の費用分担

- (1) 本委託業務に必要な機器類、材料、消耗品（リサイクルに必要なビニール袋も含む）等は、受託者の負担とする。また、次の資材は品質優良なものを区の承認を受けて使用すること。（リン酸塩を添加していないもの）
 - ① トイレトーパー ② 水石鹸 ③ 香料 ④ ワックス ⑤ 洗剤
 なお、便所及び洗面所に用いる洗浄パット、タオル、モップ等の資機材は、他と区別して専用のものを用いること。
- (2) 本委託業務に伴う光熱水費は区の負担とする。ただし、水、電気の使用にあたっては必要最小限にとどめること。特に照明は、作業が終了しだい消灯すること。
- (3) エントランス、出入口等に敷設するマット類は委託者負担とする。

16. 服装内容

- (1) 服装については、担当課と協議して決定すること。
- (2) 業務履行に要する服装の経費は、受託者の負担とする。

17. 支払条件

支払は 1 ヶ月ごととし、当該期間の業務完了後に、受託者の請求により行うものとする。

18. 一般的事項

- (1) 受託者は、自己の責任において、業務者の指導教育及び作業の質の向上に努めること。
- (2) 受託者及び従事者は、業務上知りえた区行政に関する事項を第三者にもらしてはならない。
- (3) 受託者は、本委託業務を遂行するにあたり、従事者に対して使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。
- (4) 本委託業務の履行に必要な従事者控室は、可能な限り区が無償で貸与する。
- (5) 本委託業務が完了したときは、ただちに関係書類、帳簿類及び区が貸与した物品を区に返還すること。
- (6) 受託者は、業務履行上区に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。
- (7) 貸与した鍵は、慎重に取扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用すること。
- (8) 本委託業務の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (9) 本委託業務に関する法規を遵守すること。また、関係官庁との連絡及び関係法規に基づく資料等の作成は、本委託業務に含むものとする。
- (10) 受託者は事故を早期に発見し、迅速に適切な処置をとるとともに、区担当職員に連絡するものとする。
- (11) 受託者は、各業務上緊急に必要と認められるとき（事故・災害・火災・停電・断水等）は臨機に応じた措置を行い、かつ措置について遅滞なく報告するものとする。
- (12) 従事者の身元責任は、一切受託者の責任とする。
- (13) 本仕様書は、各業務の大要を示すものであり、本仕様書に記載のない事項であっても、作業の性質上当然実施しなければならない事項や、作業頻度においても適宜業務の範囲内で実施できるものは行うこと。
- (14) 本仕様書に疑義を生じたとき又は、定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

19. 担当課及び報告書提出先 課 係

台東区清掃業務要領

1 目的 本区における清掃業務委託に関し、委託する作業の内容を明確化するため、業務要領を作成する。

2 用語の定義 この要領における用語の定義は以下のとおりとする。

1) 場 所

- (1) 玄関ホール 施設の出入口部分。風除室・総合案内・客だまりなどを含む。
- (2) 事務室 常時使用する執務用居室。受付・管理室・警備室などを含む。
- (3) 会議室 不定期に使用する居室。応接室・和室・休憩室などを含む。
- (4) 保育室 幼稚園児・保育園児が日常使用する居室。
- (5) ホール 多目的ホール等の居室。体育館、トレーニングルーム、集会室、遊戯室などを含む。
- (6) 廊下及びエレベーターホール 通行や移動に使用する部分。通路などを含む。
- (7) 便所及び洗面所 便所及び洗面のための水周り部分。
- (8) 湯沸室 給湯等のための水周り部分。
- (9) エレベーター 施設利用者が使用できるエレベーターの部分。
- (10) 階段 屋内の階段及びスロープ部分。
- (11) 浴室・シャワールーム及び脱衣室 入浴のための居室及び室。
- (12) 喫煙スペース 喫煙のために設けられた居室。
- (13) 管理諸室 施設運営のための室。更衣室・倉庫などを含む。
- (14) 窓ガラス 外部に面したガラス面。
- (15) 外部建具 外部に面した金属製建。
- (16) 外壁 外壁面の全て。
- (17) 玄関周り 施設の屋外出入口周辺で施設利用者が使用する部分。
- (18) 犬走り 施設の屋外部分で施設利用者があまり使用しない部分。
- (19) 構内通路 施設の屋外部分で通行や移動に使用する部分。
- (20) 駐車場 車両の駐車に使用する部分。駐輪場などを含む。
- (21) 屋上 施設の屋上部分。屋外階段などを含む。
- (22) ベランダ 施設より張り出した屋外部分。バルコニー・テラスを含む。
- (23) 屋外ごみ箱 屋外周囲に設置されたごみ箱。

2) 仕上げ材

- (1) 弾性床 ビニル床タイル・ビニル床シート等、コルク床タイル等
- (2) 硬質床 陶磁器質床タイル・石・コンクリート・モルタル等
- (3) 繊維床 カーペット・じゅうたん等
- (4) 木製床 フローリング・フローリングブロック等
- (5) 畳敷 畳等

3) 作業内容

(1) 屋内日常清掃（床）

- 除塵A 自在ほうき又はフロアダスターによる除塵。隅は自在ほうきで、広い場所はフロアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
- 除塵B 真空掃除機を併用する除塵。隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。
- 除塵C 真空掃除機による除塵。真空掃除機で吸塵する。
- 除塵D カーペットスイーパーによる除塵。床表面の粗ごみをカーペットスイーパーで回収して除塵する。

- 拭きA 部分水拭き。汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。
 拭きB 全面水拭き。床全面をモップで水拭きをする。
 拭きC 浴室拭き。適正洗剤を用いて、ブラシまたは床磨き機により洗浄し、水洗いする。

補修A 空パフリング。汚れが目立つ床面は、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で空パフリングし、汚れを除去する。

補修B スプレーパフリング。

①汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。

② 削り取られたかすを取り除き、スプレーパフリングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。

補修C スポットクリーニング。パフリングパッド方式またはパウダー方式によりクリーニングを行う。なお、方法は特記による。

補修D しみとり。しみの性質と繊維素材に適したしみとり剤（水溶性または油性）を用いて、しみを取る。なお、方法は特記による。

洗浄 浴室・浴槽洗浄。モップ又はタオルを使用し適正洗剤で拭き、水拭きする。

(2) 日常清掃（床以外）

フロアマット清掃 フロアマット等を真空掃除機で吸塵する。

扉等清掃 扉・間仕切り・手すり等の汚れが目立つ部分を、タオルで水拭き又は乾拭きする。

什器備品清掃 タオル、ダストクロス等ではほこりを取る。

ごみ箱清掃 指定したごみ箱のごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。よごれのひどい場合は容器を洗浄する。

金属部分清掃 タオル、ダストクロス等でほこりを取り、光沢を保つ。

窓台清掃 タオル、ダストクロス等でほこりを取り、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

衛生清掃 以下の清掃を行う。

- ① 洗面台及び水洗は、スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。
- ② 鏡は、適正洗剤を用いて拭く。
- ③ 衛生陶器は適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。同時に金属類も拭きあげる。
- ④ トイレトーパー、水石鯨等の消耗品を補充する。
- ⑤ 汚物容器等は内容物を収集し、容器の外表面で汚れた部分をタオルで水拭き及び乾拭きをする。

湯沸関連清掃 以下の清掃を行う。

- ① 流し台はスポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。
- ② 厨芥を収集し、容器を適正洗剤で洗浄する。

エレベーター清掃 以下の清掃を行う。

- ① 壁・扉・操作盤・鏡・手すりは、汚れた部分を水拭きまたは適正洗剤を用いて拭く。
- ② 壁溝及びフロアマットは真空集塵機で吸塵する。

浴室等清掃 以下の清掃を行う。

- ① 壁・洗面台・水洗及びシャワーは、スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。

- ② 鏡は、適正洗剤を用いて拭く。
 - ③ 排水口は、ごみを収集し、目皿を水で洗う。
 - ④ 足拭きマットは乾燥または交換する。
 - ⑤ 指定された衛生消耗品を補充する。
- 灰皿清掃 指定した灰皿を点検して吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。

(3) 日常清掃 (屋外)

- 床清掃 床を自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
汚れの目立つ部分はモップで水拭きする。
- 拾い掃き 巡回して粗ごみを拾う。
- ごみ箱清掃 指定したごみ箱のごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。よごれのひどい場合は容器を洗浄する。

(4) 定期清掃 (床)

- 洗浄 A 表面洗浄。作業手順は以下の通り。
- ① 指定した軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。
 - ② 床面の除塵を行う。除塵作業は前記による。
 - ③ 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
 - ④ 洗浄用パッド (赤) を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。
 - ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
 - ⑥ 2回以上「水拭き B」を行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
 - ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥させる。
 - ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は原則として1回 (格子塗り) とする。
 - ⑨ 移動した軽微な什器を元の位置に戻す。
- 洗浄 B 洗浄 A と洗浄 H を行う。
- 洗浄 C 洗浄 A または洗浄 I と洗浄 H を行う。
- 洗浄 D カーペット洗浄。カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを落とす。
なお、方法は特記による。
- 洗浄 E 洗浄 A ・ 洗浄 H ・ 補修 A または B を行う。補修の仕様は特記による。
- 洗浄 F 木製床 以下の手順で行う。
- ① 床面の除塵 A 又は除塵 B を行う。
 - ② パッド (白) を装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。
 - ③ 吸水用真空掃除機で汚水を除去する。
 - ④ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は全体水拭きにより行う。
 - ⑤ 専用床維持材を塗り残しや塗りむらのないよう塗布する。塗り重ねる場合は、十分に乾燥させて行う。
 - ⑥ 専用床維持材は、床材の構造や仕上げ等を十分検討して決める。
- 洗浄 G 畳洗浄。適正洗剤を用いて拭いた後、水拭きまたは空拭きする。
- 洗浄 H はく離洗浄。作業手順は以下の通り。
- ① 指定した軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。
 - ② 床面の除塵を行う。除塵作業は前記による。
 - ③ 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。

- ④ はく離用パッド（黒）を装着した床磨き機で洗浄する。
- ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- ⑥ はく離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度はく離作業を行う。
- ⑦ 床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。
- ⑧ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- ⑨ 3回以上「水拭き B」を行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑩ 樹脂床維持剤を、モップで塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。
- ⑪ 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は3回（格子塗り）とする。
- ⑫ 移動した軽微な什器を元の位置に戻す。

洗浄 I 一般床洗浄。作業手順は以下の通り。

- ① 指定した軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。
- ② 床面の除塵を行う。除塵作業は前記による。
- ③ 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。
- ④ 洗浄用パッドまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- ⑥ 2回以上「水拭き B」を行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑦ 移動した軽微な什器を元の位置に戻す。

* 共通 階段の場合は幅木・ノンスリップの清掃を含む

(5) 定期清掃（床以外）

フロアマット清掃 適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。

壁・手すり清掃 以下の手順で行う。

- ① 鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。（手すりは除く）
- ② 汚れた部分を、水又は適正洗剤を用いて拭く。

扉清掃 A 大半がガラス製の扉の場合。ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。

扉清掃 B 扉清掃 A 以外の場合。以下の手順で行う。

- ① 汚れた部分を、水又は適正洗剤を用いて拭く。
- ② 扉全面を、適正洗剤等を用いて洗浄する。

什器備品清掃 タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。

金属部分清掃 適正洗剤を用い、汚れを除去し、洗剤分を十分に拭きとった後、乾いた布で磨く。

窓台清掃 以下の手順で行う。

- ① タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
- ② タオルで水拭きし、汚れは適正洗剤を用いて除去する。

照明器具清掃 適正洗剤を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない部分は、更に適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。

吹出口及び吸込口清掃 以下の手順で行う。

- ① 吹出口、吸込口下の床面を養生する。
- ② 吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。
- ③ 吹出口、吸込口、風量調整器（シャッター）及びその周辺の汚れ

を、適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

換気扇清掃 以下の手順で行う。

- ① 換気扇下の床面を養生する。
- ② 換気扇及びその周辺を除塵する。
- ③ 換気扇及びその周辺の汚れを、適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

エレベーター清掃 以下の清掃を行う。

- ① 壁・扉・操作盤・鏡・手すりは、適正洗剤で拭いた後、水拭き及び乾拭きする。
- ② 定期清掃フロアマット清掃を行う。

浴室等清掃 天井・扉を、適正洗剤を用いて拭き、水拭きをする。

(6) 定期清掃 (屋外)

窓ガラス洗淨 以下の作業手順にて行う。

- ① ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。
- ② ガラス両面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- ③ ガラス回りのサッシをタオルで清拭きする。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭きは、建具洗淨として別途指示する。

* 注意事項 熱線反射ガラスは、金属皮膜が施されているため窓用スクイジー等で傷をつけないよう作業を行うとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、水又は洗淨液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。さらに、金属皮膜は、強酸性洗淨剤や強アルカリ性洗淨剤等に影響を受けるので、水又は適正洗剤を使用する。また、飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合も、同様に行う。

建具洗淨 A 通常の汚れの場合。以下の作業手順にて行う。

- ① 刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。
- ② 適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。
- ③ タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。

建具洗淨 B 著しい汚れの場合。以下の作業手順にて行う。

- ① 刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。
- ② 適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し、汚水を拭き取る。
- ③ タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。

外壁洗淨 A 通常の汚れまたは著しい汚れのある場合。以下の作業手順にて行う。

- ① 適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。
- ② タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。

外壁洗淨 B 通常の汚れまたは著しい汚れのある場合。以下の作業手順にて行う。

- ① 適正洗剤を用いて汚れを除去する。
- ② 水拭きまたは水洗いをして仕上げる。

床清掃 洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。

排水溝等清掃 排水溝・ルーフトレンに溜まった汚れ・泥等を洗淨・除去し、清掃後は、水を流し排水状態を確認する。

3 場所別の清掃

以下に、標準的な場所別の清掃方法を示す。なお、仕上げ等によって必要な場合は、この例によらないことができる。

1) 日常清掃

(1) 玄関ホール

- ① 日常清掃 (床)
弾性床・硬質床・・・除塵A+拭きA/繊維床・・・除塵C
- ② 日常清掃 (床以外)

- フロアマット清掃／扉等清掃／什器備品清掃／ごみ箱清掃
／金属部分清掃
- ③ 定期清掃（床）
弾性床・・・洗浄B／硬質床・・・洗浄C／繊維床・・・洗浄D
- ④ 定期清掃（床以外）
壁・手すり清掃／扉清掃A／扉清掃B／窓台清掃／フロアマット清掃
什器備品清掃／金属部分清掃／照明器具清掃／吹出口及び吸込口清掃
- (2) 事務室
- ① 日常清掃（床）
弾性床・硬質床・・・除塵A＋拭きA／繊維床・・・除塵C
- ② 日常清掃（床以外）
ごみ箱清掃
- ③ 定期清掃（床）
弾性床・・・洗浄E／硬質床・・・洗浄A／繊維床・・・洗浄D
- ④ 定期清掃（床以外）
壁・手すり清掃／扉清掃B／窓台清掃／照明器具清掃／吹出口及び吸込口清掃
- (3) 会議室
- ① 日常清掃（床）
弾性床・硬質床・・・除塵A＋拭きA／繊維床・・・除塵C
- ② 日常清掃（床以外）
ごみ箱清掃／什器備品清掃／窓台清掃
- ③ 定期清掃（床）
弾性床・・・洗浄E／硬質床・・・洗浄A／繊維床・・・洗浄D
- ④ 定期清掃（床以外）
壁・手すり清掃／扉清掃B／窓台清掃／什器備品清掃／照明器具清掃
／吹出口及び吸込口清掃
- (4) 保育室
- ① 日常清掃（床）
木床・・・除塵A＋拭きA／繊維床・・・除塵C
- ② 日常清掃（床以外）
ごみ箱清掃／什器備品清掃／窓台清掃
- ③ 定期清掃（床）
木床・・・洗浄F／繊維床・・・洗浄D
- (5) ホール
- ① 日常清掃（床）
木床・・・除塵A＋拭きA
- ② 日常清掃（床以外）
ごみ箱清掃／什器備品清掃／窓台清掃
- ③ 定期清掃（床）
木床・・・洗浄F
- ④ 定期清掃（床以外）
壁・手すり清掃／扉清掃B／窓台清掃／什器備品清掃／照明器具清掃
／吹出口及び吸込口清掃
- (6) 廊下及びエレベーターホール
- ① 日常清掃（床）
弾性床・硬質床・・・除塵A＋拭きA／繊維床・・・除塵C
- ② 日常清掃（床以外）
ごみ箱清掃
- ③ 定期清掃（床）
弾性床・・・洗浄B／硬質床・・・洗浄C／繊維床・・・洗浄D
- ④ 定期清掃（床以外）

- 壁・手すり清掃/扉清掃B/窓台清掃/照明器具清掃/吹出口及び吸込口清掃
- (7) 便所及び洗面所
- ① 日常清掃 (床)
弾性床・硬質床・・・除塵A+拭きA
 - ② 日常清掃 (床以外)
扉等清掃/ごみ箱清掃/衛生清掃
 - ③ 定期清掃 (床)
弾性床・・・洗淨B/硬質床・・・洗淨C
 - ④ 定期清掃 (床以外)
壁・手すり清掃/扉清掃B/窓台清掃/照明器具清掃
/吹出口及び吸込口清掃/換気扇清掃
- (8) 湯沸室
- ① 日常清掃 (床)
弾性床・硬質床・・・除塵A+拭きA
 - ② 日常清掃 (床以外)
ごみ箱清掃/湯沸清掃
 - ③ 定期清掃 (床)
弾性床・・・洗淨B/硬質床・・・洗淨C
 - ④ 定期清掃 (床以外)
壁・手すり清掃/扉清掃B/窓台清掃/照明器具清掃
/吹出口及び吸込口清掃/換気扇清掃
- (9) エレベーター
- ① 日常清掃 (床)
弾性床・・・除塵C+拭きA/硬質床・・・除塵A+拭きA/繊維床・・・除塵C
 - ② 日常清掃 (床以外)
エレベーター清掃
 - ③ 定期清掃 (床)
弾性床・・・洗淨B/硬質床・・・洗淨C/繊維床・・・洗淨D
 - ④ 定期清掃 (床以外)
エレベーター清掃/照明器具清掃/吹出口及び吸込口清掃
- (10) 階段
- ① 日常清掃 (床)
弾性床・硬質床・・・除塵A+拭きA/繊維床・・・除塵C
 - ② 日常清掃 (床以外)
扉・ガラス清掃
 - ③ 定期清掃 (床)
弾性床・・・洗淨B/硬質床・・・洗淨C/繊維床・・・洗淨D
 - ④ 定期清掃 (床以外)
壁・手すり清掃/扉清掃B/窓台清掃/照明器具清掃/吹出口及び吸込口清掃
- (11) 浴室・シャワールーム及び脱衣室
- ① 日常清掃 (床)
弾性床・硬質床・・・除塵AまたはB+拭きC/繊維床・・・除塵C
 - ② 日常清掃 (床以外)
浴室等清掃
 - ③ 定期清掃 (床以外)
浴室等清掃/照明器具清掃/換気扇清掃
- (12) 喫煙スペース
- ① 日常清掃 (床)
弾性床・硬質床・・・除塵A+拭きA
 - ② 日常清掃 (床以外)
灰皿清掃/ごみ箱清掃
 - ③ 定期清掃 (床)

- 弾性床・・・洗浄B／硬質床・・・洗浄C／繊維床・・・洗浄D
- ④ 定期清掃（床以外）
壁・手すり清掃／照明器具清掃／吹出口及び吸込口清掃／換気扇清掃
- (13) 管理諸室
- ① 日常清掃（床）
弾性床・硬質床・・・除塵A＋拭きA／繊維床・畳敷・・・除塵C
- ② 日常清掃（床以外）
ごみ箱清掃
- ③ 定期清掃（床）
弾性床・・・洗浄E／硬質床・・・洗浄A／繊維床・・・洗浄D／畳敷・・・洗浄G
- ④ 定期清掃（床以外）
壁・手すり清掃／扉清掃B／窓台清掃／什器備品清掃／照明器具清掃
／吹出口及び吸込口清掃
- (14) 窓ガラス（屋外定期清掃のみ）
窓ガラス洗浄
- (15) 外部建具（屋外定期清掃のみ）
アルミニウム製及びステンレス製・・・建具洗浄AまたはB
- (16) 外壁（屋外定期清掃のみ）
アルミニウム製及びステンレス製・・・外壁洗浄A
タイル張り、石張り及びコンクリート打ち放し・・・外壁洗浄B
- (17) 玄関周り
- ① 日常清掃
床清掃
- ② 定期清掃
床清掃
- (18) 犬走り（日常清掃のみ）
拾い掃き
- (19) 構内通路（日常清掃のみ）
拾い掃き
- (20) 駐車場（日常清掃のみ）
拾い掃き
- (21) 屋上
- ① 日常清掃
拾い掃き
- ② 定期清掃
排水溝等清掃
- (22) ベランダ
- ① 日常清掃
床清掃
- ② 定期清掃
排水溝等清掃
- (23) 屋外ごみ箱（日常清掃のみ）
ごみ箱清掃

4 清掃の周期・頻度

別紙日常清掃実施基準表・同定期清掃実施基準表を参考に、施設の利用状況等を踏まえて、適正な清掃周期・頻度を定めることとする。

5 その他

上記に該当しない清掃業務については、委託者と相談の上、清掃方法及び清掃の周期頻度を定め、特記として示すこととする。